

証券コード 8742

平成28年6月9日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番7号

株式会社 小林洋行

代表取締役社長 細 金 成 光

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までにご到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目6番1号
KFCビル（3階 KFC Hall Annex）
（国際ファッションセンター）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第69期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kobayashiyoko.com/>）に掲載させていただきます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kobayashiyoko.com/>）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

(経済環境)

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府及び日銀の各種政策の効果により、雇用・所得環境の改善が続くなど、景気は緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、中国を中心としたアジア新興国の経済成長の減速や原油等の資源価格急落による資源国の景気下振れの影響が、わが国の景気を下押しするリスクとして懸念され、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

(経営環境)

当社グループの主たる事業である投資・金融サービス業においては、アジア新興国の景気減退懸念や原油等の資源価格の急落、各国中央銀行による金融政策などの影響を受け、東京商品取引所におきましては、全体的にボラティリティの高い市場環境となりました。特にドバイ原油については、平成28年2月8日に上場来最高の取引高76,109枚を記録するなど活況を呈し、平成27年5月に上場しました東京ゴールドスポット100についても平成28年2月の一日平均取引高が17,247枚と上場来最高を記録し、ドバイ原油に次ぐ取引高となっております。その結果、国内商品取引所の総売買高は、53,117千枚（前連結会計年度比15.4%増）と4期ぶりに増加しました。

生活・環境事業においては、環境意識の定着や電力コストの増加により太陽光発電機やLED照明の需要は依然高水準にあるものの、価格競争が激しさを増し販売においては厳しい環境になりました。また、スポーツ施設提供業においては、前半は、週末を中心に好天に恵まれ客足を伸ばしましたが、後半は、周辺のゴルフ場との価格競争が激化するなど集客に苦戦を強いられました。不動産業においては、外国人観光客数の増加やオリンピック需要などの影響で、都市圏のビジネスホテルやシティホテルを中心に高稼働率に見舞われ、賃貸業を含め全体的に高水準で推移しております。

(業績)

このような事業環境のもと、投資・金融サービス業においては、商品先物取引業を専業としていた当社連結子会社の株式会社共和トラストが解散したため、当社グループの受取手数料は1,086百万円（前連結会計年度比26.5%減）となりました。また、自己ディーリング部門は、ボラティリティの高い市場環境の恩恵を受け、331百万円の売買益（同312.7%増）となっております。

生活・環境事業においては、生命保険・損害保険の募集業務に関しましては、既存顧客へのサービス強化に努めたことにより、顧客単価を増加させたため、募集手数料は124百万円（同37.8%増）となりました。これ以外の太陽光発電機・LED照明等の売上高は、157百万円（同44.2%減）となり、映像コンテンツ配信業務の売上高37百万円（同12.2%減）に、当連結会計年度より株式会社三新電業社及び看板資材株式会社を連結子会社化したことによる広告用電設資材卸売業の売上高590百万円などを加えた、売上高は914百万円（同119.4%増）となっております。

スポーツ施設提供業においては、周辺のゴルフ場との価格競争のため、来場者数は減少しましたが、料金システムの改定により客単価が上がり、売上高は442百万円（同0.3%増）となっております。

不動産業においては、ビジネスホテル、マンション等の賃貸料収入により賃貸部門は堅調に推移しております。一方、販売部門は中古区分マンションや戸建用地など短期転売を目的とした仕入・販売を行った結果、売上高は571百万円（同4.7%減）となり、その他の事業を含めた営業収益は3,499百万円、営業総利益は2,217百万円となっております。

一方、営業費用は2,370百万円となり、経常損失109百万円（前連結会計年度は経常損失179百万円）となりました。また、投資有価証券売却益124百万円などの特別利益215百万円を計上しましたが、当社連結子会社株式会社共和トラストの解散に伴う事業構造改善費用145百万円及び退職特別加算金217百万円、当社連結子会社株式会社フジトミが計上した貸倒引当金繰入208百万円などの特別損失620百万円を計上したため、親会社株主に帰属する当期純損失は563百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益171百万円）となりました。

なお、平成27年2月より連結子会社化した株式会社三新電業社及び看板資材株式会社の平成27年3月分を含めているため、当連結会計年度につきましては、両社の13ヶ月間（平成27年3月1日～平成28年3月31日）を連結対象期間とした決算となっております。このため、対前年連結会計年度比につきましては記載しておりません。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

a. 投資・金融サービス業

当連結会計年度の投資・金融サービス業の営業収益は1,417百万円（前連結会計年度比9.1%減）、セグメント損失は36百万円（前連結会計年度は58百万円のセグメント損失）となりました。

b. 生活・環境事業

当連結会計年度の生活・環境事業の営業収益は914百万円（前連結会計年度比119.4%増）、セグメント損失は33百万円（前連結会計年度は66百万円のセグメント損失）となりました。

c. スポーツ施設提供業

当連結会計年度のスポーツ施設提供業の営業収益は442百万円（前連結会計年度比0.3%増）、セグメント利益は15百万円（同41.3%減）となりました。

d. 不動産業

当連結会計年度の不動産業の営業収益は571百万円（同4.7%減）、セグメント利益は249百万円（同37.8%増）となりました。

e. その他

当連結会計年度のインターネット広告業などの営業収益は153百万円（同46.5%増）、セグメント利益は18百万円（同3.4%減）となりました。

(営業収益の推移)

最近2事業年度における当社グループの営業収益及びその構成比は次のとおりであります。

(単位：千円)

| 区 分 | | 第 68 期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで) | | 第 69 期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで) | | |
|-----------------------|------------------|---|-----------|---|-----------|------|
| | | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 | |
| 投資・金融サービス業 | | | % | | % | |
| 受 取 手 数 料 | 商品先物取引 | 1,476,975 | 47.3 | 1,077,042 | 30.8 | |
| | 証券取引等 | 1,432 | 0.0 | 1,451 | 0.0 | |
| | 金融商品取引所証拠金取引 | — | — | 7,619 | 0.2 | |
| | 小 計 | 1,478,407 | 47.3 | 1,086,112 | 31.0 | |
| | 売 買 損 益 | 商品先物取引 | 80,251 | 2.6 | 331,328 | 9.5 |
| | | 金融商品取引トレーディング | — | — | △106 | △0.0 |
| | | 小 計 | 80,251 | 2.6 | 331,222 | 9.5 |
| | その他(情報提供報酬等) | | 490 | 0.0 | 357 | 0.0 |
| | 合 計 | | 1,559,149 | 49.9 | 1,417,691 | 40.5 |
| | 生 活 ・ 環 境 事 業 | | | | | |
| 生命保険・損害保険の募集 | | 90,346 | 2.9 | 124,527 | 3.5 | |
| 太陽光発電機・LED照明等の販売事業 | | 282,255 | 9.1 | 157,406 | 4.5 | |
| 広告用電設資材卸売業 | | — | — | 590,346 | 16.9 | |
| 映像コンテンツ配信業務 | | 43,122 | 1.4 | 37,872 | 1.1 | |
| そ の 他 | | 1,233 | 0.0 | 4,542 | 0.1 | |
| 合 計 | | 416,958 | 13.4 | 914,694 | 26.1 | |
| ス ポ ー ツ 施 設 提 供 業 | | 441,212 | 14.1 | 442,658 | 12.7 | |
| 不 動 産 業 | | 599,674 | 19.2 | 571,579 | 16.3 | |
| そ の 他 の 事 業 | | 104,622 | 3.4 | 153,316 | 4.4 | |
| 合 計 | | 3,121,617 | 100.0 | 3,499,940 | 100.0 | |

(注) 1. 千円未満は、切り捨てて表示しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

- ② 設備投資の状況
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
平成27年7月1日付で当社子会社である株式会社三新電業社の株主割当により発行した新株47千株を引受け、当社が保有する同社株式は、50千株（100%出資）となっております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第66期 (平成25年3月期) | 第67期 (平成26年3月期) | 第68期 (平成27年3月期) | 第69期 (当連結会計年度) (平成28年3月期) |
|----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 営業収益 | 3,053,371千円 | 3,078,376千円 | 3,121,617千円 | 3,499,940千円 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失(△) | △797,442千円 | 28,834千円 | 171,205千円 | △563,637千円 |
| 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△) | △84円43銭 | 3円05銭 | 18円13銭 | △59円68銭 |
| 総 資 産 | 14,581,488千円 | 14,714,801千円 | 15,678,875千円 | 13,882,682千円 |
| 純 資 産 | 10,909,746千円 | 10,699,024千円 | 10,888,661千円 | 10,024,667千円 |
| 1株当たり純資産 | 1,002円96銭 | 982円34銭 | 996円77銭 | 911円80銭 |

(注) 1. 千円未満及び銭未満は、切り捨てて表示しております。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益または当期純損失」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失」に変更しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当 社 の 議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|--------------------|--------------|--------------------|---|
| 株 式 会 社 フ ジ ト ミ | 百万円 1,200 | % 53.63 | 商品先物取引業 金融商品取引業 生命保険・損害保険の募集 太陽光発電機・LED照明等の販売事業 映像コンテンツ配信業務 不動産賃貸業、宅地建物取引業 |
| 株式会社日本ゴルフ倶楽部 | 90 | 100.00 (17.64) | ゴルフ場関連事業 |
| 株式会社小林洋行コミュニケーションズ | 60 | 100.00 | インターネット広告業 コンピュータハードウェア・ソフトウェアの販売 |
| 株式会社三新電業社 | 30 | 100.00 | 広告用電設資材総合卸売業 LED照明等の販売事業 |
| 看板資材株式会社 | 0 | 100.00 | 電飾看板電気材料等のインターネット通信販売事業 |

- (注) 1. 百万円未満は、切り捨てて表示しております。
2. 当社の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。また()内は、間接保有割合で内数であります。
3. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
4. 平成27年7月1日付にて、株式会社三新電業社の株式割当により発行した新株式を追加取得しております。それに伴い、同社は同日付で増資を行い、資本金を30百万円としております。
5. 株式会社共和トラストは、平成27年9月30日に商品先物取引業を廃止、翌10月1日に解散し、平成27年12月28日をもって清算終了しております。
6. 株式会社フジトミは、平成27年11月に第一種金融商品取引業者の資格を取得し、平成28年1月より東京金融取引所で上場している取引所為替証拠金取引(くりっく365)及び取引所株価指数証拠金取引(くりっく株365)の取扱いを開始しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループが置かれている経営環境は、厳しい環境が続いていることから、経営資源の最適な配分を図るために、グループ事業の選択・再構築を押し進めております。このような状況のもと、対処すべき課題は、次のとおりであります。

《投資・金融サービス業》

当社グループの営業総利益のうち、投資・金融サービス業による営業収益への依存度が高く、なかでも商品先物取引の受取手数料が最大の収入源となっていることから、顧客基盤の拡大が最優先課題となっております。同部門においては、多様化するお客様一人ひとりのニーズに応じるため、幅広い資産運用の提供ができるよう体制整備に力を入れてまいります。また、顧客層を拡大するため、さまざまな情報提供の場を充実させ、顧客数や預り資産の増加へと繋げてまいります。

《生活・環境事業》

保険募集業務においては、協業体制を充実させ、最大限にシナジー効果を発揮させることにより、顧客基盤の拡大に努めてまいります。また、太陽光発電機・LED照明等の販売及び広告用電設資材卸売業については、2020年の東京オリンピックに向け更なる需要が見込める分野と位置付け、積極的に営業活動を行い、収益の拡大を目指してまいります。

《不動産業》

不動産賃貸においては、当社グループの所有不動産を賃貸することで安定した収益を確保してまいります。また不動産売買においては、更なる安定収益の獲得を目的とした賃貸物件等を取得していくことに加え、慎重かつ収益性を重視した仕入や販売を行いバランス良く投資してまいります。

《スポーツ施設提供業》

当社所有のゴルフ場（ゴールドエンクロスカントリークラブ）の来場者を増やすため、設備の充実やサービスの拡充に取り組み、利用者の満足度向上に努めてまいります。

これらの既存事業以外にも、継続的に安定した収益が期待できる事業分野に関しましては、新規参入を含めて検討してまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご指導とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

| 事業部門 | 主な事業内容 |
|------------|---|
| 投資・金融サービス業 | ・商品先物取引業 ・金融商品取引業 |
| 生活・環境事業 | ・生命保険、損害保険の募集 ・太陽光発電機・LED照明等の販売事業 ・映像コンテンツ配信業務 ・広告用電設資材卸売業 |
| スポーツ施設提供業 | ・ゴルフ場関連事業 |
| 不動産業 | ・不動産賃貸業 ・宅地建物取引業 |
| その他 | ・インターネット広告業 ・コンピュータハードウェア・ソフトウェアの販売 |

(6) 主要な営業所（平成28年3月31日現在）

① 当社

| | | |
|----------|----|----------------------|
| 株式会社小林洋行 | 本社 | 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番7号 |
|----------|----|----------------------|

② 子会社

| | | |
|--------------------|-----|----------------------|
| 株式会社フジトミ | 本社 | 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号 |
| | 支店 | 大阪支店 |
| | 営業所 | 保険事業部福岡オフィス |
| 株式会社日本ゴルフ倶楽部 | 本社 | 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号 |
| 株式会社小林洋行コミュニケーションズ | 本社 | 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番7号 |
| | 営業所 | 京都オフィス |
| 株式会社三新電業社 | 本社 | 東京都練馬区練馬三丁目21番11号 |
| | 支店 | 日本橋オフィス |
| 看板資材株式会社 | 本社 | 東京都練馬区練馬三丁目21番11号 |

(注) 株式会社フジトミは、本社保険事業部の出先事務所であった熊本営業所を平成28年4月1日付で独立した営業所とし、また保険事業部福岡オフィスを改称して、それぞれ熊本営業所、福岡営業所としております。

(7) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 事業部門 | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|----------|-------------|
| 投資・金融サービス業 | 73 (4) 名 | 29名減 (2名減) |
| 生活・環境事業 | 25 (2) | 1名増 (2名減) |
| スポーツ施設提供業 | 10 (35) | 2名減 (-) |
| 不動産業 | 2 (0) | 1名増 (-) |
| その他 | 8 (2) | 2名増 (1名増) |
| 全社 (共通) | 18 (4) | - (-) |
| 合計 | 136 (47) | 27名減 (3名減) |

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託・派遣社員、臨時雇用は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として、記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 従業員数が前事業年度末に比較して27名減少しておりますが、主な理由は、連結子会社であった株式会社共和トラストが平成27年10月1日付で解散したためであります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|-------|--------|
| 5 (3) 名 | 2名減 (1名増) | 44.6歳 | 19.3年 |

- (注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託・派遣社員、臨時雇用は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|-----------|-----------|
| 株式会社りそな銀行 | 162,600千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(訴訟)

当社及び当社の連結子会社である株式会社フジトミが受託した商品先物取引に関して6件の損害賠償請求事件が現在係争中であります。これは、当社及び連結子会社1社の不法行為により損害を被ったとして、当社及び連結子会社1社を被告として損害賠償請求を裁判所に提訴したものであり、損害賠償請求額は、76,060千円であります。これに対して当社及び連結子会社1社は、何ら不法行為は無かったことを主張しております。

なお、結審に至るまでは相当期間を要するものと思われ、現時点では結果を予想することは困難であります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 27,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 10,094,644株 |
| ③ 株主数 | 12,775名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|--|---------|--------|
| 株式会社東京洋行 | 2,788千株 | 29.52% |
| 株式会社りそな銀行 | 463 | 4.90 |
| 共和証券株式会社 | 312 | 3.30 |
| 内藤 征吾 | 291 | 3.08 |
| 細金 英光 | 283 | 3.00 |
| 細金 成光 | 282 | 2.99 |
| 株式会社みずほ銀行 | 248 | 2.62 |
| 細金 千恵子 | 170 | 1.80 |
| パースナック・ディベージョン・オブ・ドナルド・ソラフケン アント・ジエンレット・エスイー・コーポレーション | 161 | 1.70 |
| トウヨウ・セキユリテイス・アジア・リミテッド アカウント・フリー・ホープ | 160 | 1.69 |

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示し、また、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を650,246株保有しておりますが、上記大株主からは除外していません。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-----------|---------|--|
| 代表取締役社長 | 細 金 成 光 | 株式会社小林洋行コミュニケーションズ代表取締役社長 株式会社三新電業社取締役会長 看板資材株式会社取締役 |
| 常 務 取 締 役 | 大 丸 直 樹 | 経営企画室長 株式会社三新電業社代表取締役社長 看板資材株式会社代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 渡 辺 宏 | 業務部長 株式会社日本ゴルフ倶楽部取締役 株式会社三新電業社監査役 株式会社小林洋行コミュニケーションズ監査役 |
| 取 締 役 | 石 川 重 明 | 本間合同法律事務所弁護士 株式会社タムラ製作所社外取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 奥 田 啓 二 | |
| 監 査 役 | 霞 信 彦 | 慶應義塾大学法学部教授 オーウイル株式会社社外監査役 |
| 監 査 役 | 加 藤 周 二 | 株式会社マコト取締役会長 保土谷化学工業株式会社社外取締役 |

- (注) 1. 取締役石川重明氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役霞 信彦氏及び加藤周二氏は、社外監査役であります。
 3. 当事業年度中の取締役の担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりです。
 ・取締役渡辺 宏氏は、平成27年6月19日付で株式会社小林洋行コミュニケーションズ監査役に就任いたしました。また、平成27年10月23日付で株式会社日本ゴルフ倶楽部取締役に就任いたしました。
 4. 当社は、石川重明氏、霞 信彦氏及び加藤周二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

| 氏 名 | 退 任 日 | 退 任 事 由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職状況 |
|---------|------------|---------|--------------------------------|
| 山 下 英 樹 | 平成27年8月4日 | 辞任 | 取締役会長 株式会社日本ゴルフ倶楽部代表取締役社長 |
| 宮 崎 誠 二 | 平成27年6月26日 | 任期満了 | 常務取締役・業務部担当 株式会社日本ゴルフ倶楽部監査役 |

- (注) 山下英樹氏は、同日付で当社連結子会社である株式会社フジトミの社外取締役及び株式会社共和トラストの代表取締役会長を辞任しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分 | 支給人員 | 支給額 |
|--------------------------|-----------|--------------|
| 取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役) | 6名 (1) | 56百万円 (4) |
| 監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役) | 3 (2) | 17 (8) |
| 合 計 (う ち 社 外 役 員) | 9 (3) | 73 (12) |

- (注) 1. 上記には、平成27年6月26日開催の第68回定時株主総会終結時をもって任期満了により退任した取締役1名及び平成27年8月4日付で辞任により退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第60回定時株主総会において年額360百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第60回定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役石川重明氏は、本間合同法律事務所弁護士及び株式会社タムラ製作所の社外取締役であります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役霞 信彦氏は、慶應義塾大学法学部教授及びオーウイル株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役加藤周二氏は、株式会社マコトの取締役会長及び保土谷化学工業株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| | 活 動 状 況 |
|----------|---|
| 取締役 石川重明 | 平成27年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に出席いたしました。長年にわたる行政機関等での経験に基づく専門知識と識見及び、弁護士としての豊富な経験と法律やコンプライアンスに関する高度な知見により、経営から独立した客観的な立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 監査役 霞 信彦 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査役会7回のうち7回に出席いたしました。長年にわたり大学・研究機関において、法務の研究に取り組み、その経験を通じて培った高い専門家としての学識・経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 加藤周二 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査役会7回のうち7回に出席いたしました。通商産業省（現経済産業省）及び企業役員としての豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役石川重明氏、監査役霞 信彦氏及び加藤周二氏とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 至誠清新監査法人

(注) 至誠監査法人は平成27年10月1日付をもって、清新監査法人と合併し、名称を至誠清新監査法人に変更しております。

② 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 15百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18 |

- (注) 1. 当社子会社の株式会社フジトミは、明治アーク監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と至誠清新監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第39条に設けておりますが、責任限定契約は締結していません。

(5)-1 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について決議した事項は、次のとおりであります。

- I 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及び当社グループの全役職員は、法令並びに社会の構成員として企業人、社会人に求められる倫理や価値に基づき誠実に行動し、公正適正な経営を実現する。
 - (2) 取締役会は、取締役会規程によりその適切な運営が確保されている。取締役会は毎月1回開催することを原則とし、必要に応じて随時開催している。取締役会により取締役間の意思疎通を図り、また、相互に業務執行を監督するとともに、必要に応じて外部の専門家を起用することで、法令・定款違反行為の発生を未然に防止する体制を構築している。
取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとしている。
 - (3) 当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行は、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、監査対象としている。
- II 業務の適正を確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的記録により管理、保存する体制としている。
 - ② 文書の保存期間その他の管理は文書管理規程に、電磁的記録の保存その他管理は情報資産管理規則により行う体制としている。
 - (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスクの管理については、迅速かつ的確に対応すべくリスク管理規程及び事業継続計画を整備し、事業の継続を確保するための体制を構築している。
 - (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、原則として月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催している。
 - ② 会社の業務執行に関わる重要事項は、事前に常務会において検討、審議のうえ取締役会において執行決定を行う体制としている。
 - ③ 取締役会の決定に基づく業務執行は、組織規程、業務分掌規程により、責任者及び権限の詳細について定めることとしている。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程及び倫理綱領を定めている。
- ② 法令及び社会倫理の遵守並びに内部監査のための体制として社長直轄の組織となる内部監査室を置き、次の業務を行う。
 - イ. コンプライアンス体制の整備及び維持のための調査を行う。その結果に基づき、必要に応じて各担当部署にて規則、ガイドラインの策定、研修の実施を行う。
 - ロ. 内部監査部門として業務の執行状況が定められた規程その他の基準に適合しているかどうかを定期的に監査し、結果について社長に報告するとともに執行部門にも還元し、業務執行の精度向上を図る。
- ③ 取締役は当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役及び取締役会に報告し、是正を図る体制としている。
- ④ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部監査室を受領者とする社内通報窓口を設け、内部通報制度に基づいてその運用を行っている。

(5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社における業務の適正並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び同社の定款に適合することを確保するため、当社の役員が各会社役員等として関与し、各会社の業務執行の適正性を確保する体制としている。また、内部監査室は子会社の内部統制監査を実施して、リスク管理体制の有効性について評価し、その改善を図ることとしている。
- ② 子会社の経営意思を尊重しつつ、重要事項は関係会社管理規程に基づき当社に報告を求める体制としている。また、子会社との定期的な情報交換の場を設けて、問題意識の共有化並びに対応についての効率化を確保する体制としている。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性・実効性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、補助すべき使用人を指名する体制としている。
- ② 指名された使用人への指揮権は監査役に移譲し、取締役会の指揮命令は受けないものとする体制としている。また、当該使用人が他部署の職務を兼任する場合には、監査役の指示を最優先して従事しなければならない。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は取締役会に出席し、重要な報告を受ける体制としている。
また、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に対して説明を求める体制としている。
 - ② 「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する体制としている。
 - ③ 内部監査室及び会計監査人と密接な連携を保持しており、それぞれの監査の結果が報告される体制により、自らの監査成果の達成を図る体制としている。
 - ④ 当社及び子会社の取締役等及び使用人等は、内部通報制度を利用して、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を社内通報窓口に通報できる体制になっており、通報内容は監査役に適時報告される。通報または監査役へ報告した者が当該行為を理由に不利な取扱いがされないよう、内部通報規程に基づき、通報者を保護する体制としている。
- (8) 監査費用等の処理に係る方針
監査役より監査費用の前払いまたは償還等の請求があった場合には、その職務の効率性及び適正性に留意し、監査業務に支障がないよう速やかに当該費用または債務を処理する。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及び当社の子会社からなる企業集団は、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、正確で信頼性のある財務報告を行う体制としている。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ① 当社は、役職員が業務を遂行する上での基本原則である倫理綱領に基づき、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な事業活動を妨げる反社会的勢力との取引その他一切の関係を遮断し、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で対応している。
 - ② 倫理綱領に則り、反社会的勢力排除の統括管理部門である業務部の主導のもと、研修等の実施を通じて役職員へ周知させ、反社会的勢力との関係断絶に対する意識の向上に努める。
 - ③ 反社会的勢力排除に向け、平素から警察や弁護士等の外部専門機関との連携を密にして情報交換を行い、迅速に対応できる体制を構築している。

(5)-2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記業務の適正を確保するための体制に関して、「内部統制システムの構築の基本方針」に基づき、体制の整備及びその運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 取締役の職務執行について

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役4名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。当事業年度は、臨時取締役会2回を含む13回開催しており、各議案や各報告について、審議、業務執行の状況等の監督や相互間の意見交換を行っております。

(2) 使用人の職務執行について

コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス規程」及び「倫理綱領」を定めており、使用人には、入社時に「倫理綱領」を配布し、法令遵守を周知徹底しております。また、社長直轄である「内部監査室」を設け、「内部監査実施要項」に基づき、各部門を定期的に監査しております。

法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部監査室を受領者とする社内通報窓口を設けております。また、外部窓口として顧問弁護士に依頼し報告を受けております。「内部通報制度規程」に基づき、内部監査室が運用を行い、その運用状況については適時取締役会に報告しております。

(3) 当社グループにおける業務の適正を確保する取組みについて

当社グループにおいて、当社及び各子会社社長を構成員とする代表者会議を月例で開催しており、各子会社の業務執行の計画、月次の進捗状況等について報告を受け、助言等を行っております。

また、当社内部監査室は、「内部監査実施要項」に基づき、各子会社の内部統制監査を実施し、リスク管理体制の有効性について評価し、その改善を促し、当該結果を当社社長に報告しております。

(4) 監査役の業務執行について

当事業年度において監査役会を7回開催しており、経営の適法性、コンプライアンスに関して意見交換を行い、取締役の業務執行について厳正な監視を行っております。また、取締役会に出席し、経営についても適宜助言を行っております。

監査役は、四半期ごとに会計監査人から監査、四半期レビューの概況及び結果の報告を受けており、会計監査人との連携を密にして監査を行っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|------------------------|------------|------------------------|------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 6,771,257 | 流 動 負 債 | 3,223,645 |
| 現金及び預金 | 3,285,070 | 買掛金 | 71,994 |
| 委託者未収金 | 76,421 | 短期借入金 | 50,000 |
| 売掛金 | 198,958 | 1年内返済予定長期借入金 | 20,400 |
| 有価証券 | 140,000 | 未払法人税等 | 42,733 |
| たな卸資産 | 163,161 | 預り証抛金 | 2,682,146 |
| 保管有価証券 | 332,805 | 受入保証金 | 136,915 |
| 差入保証金 | 1,831,244 | その他の流動負債 | 219,456 |
| 委託者先物取引差金 | 715,929 | 固 定 負 債 | 603,538 |
| 預託金 | 25,000 | 長期借入金 | 142,200 |
| 繰延税金資産 | 1,187 | 繰延税金負債 | 71,918 |
| その他の流動資産 | 138,382 | 退職給付に係る負債 | 157,283 |
| 貸倒引当金 | △136,902 | 長期未払金 | 50,391 |
| 固 定 資 産 | 7,111,425 | 商品取引事故引当金 | 16,653 |
| 有 形 固 定 資 産 | 4,836,497 | その他の固定負債 | 165,091 |
| 建物 | 2,350,140 | 特 別 法 上 の 準 備 金 | 30,831 |
| 土地 | 2,215,962 | 商品取引責任準備金 | 30,829 |
| その他の有形固定資産 | 270,394 | 金融商品取引責任準備金 | 2 |
| 無 形 固 定 資 産 | 127,017 | 負 債 合 計 | 3,858,015 |
| ソフトウェア | 49,111 | 純 資 産 の 部 | |
| その他の無形固定資産 | 77,906 | 科 目 | 金 額 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 2,147,910 | 株 主 資 本 | 8,523,035 |
| 投資有価証券 | 1,680,291 | 資 本 金 | 2,000,000 |
| 繰延税金資産 | 409 | 資 本 剰 余 金 | 888,445 |
| その他の投資 | 602,169 | 利 益 剰 余 金 | 6,088,965 |
| 貸倒引当金 | △134,960 | 自 己 株 式 | △454,376 |
| 資 産 合 計 | 13,882,682 | その他の包括利益累計額 | 88,348 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 92,010 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △3,661 |
| | | 非支配株主持分 | 1,413,283 |
| | | 純 資 産 合 計 | 10,024,667 |
| | | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 13,882,682 |

連結損益計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------|-----------|-----------|
| 営業収益 | 1,210,640 | |
| 受取手数料 | 331,222 | |
| 売上損益 | 1,953,178 | |
| その他の営業収益 | 4,899 | 3,499,940 |
| 売上原価 | | 1,282,261 |
| 営業総利益 | | 2,217,679 |
| 営業費用 | | |
| 販売費及び一般管理費 | 2,370,746 | 2,370,746 |
| 営業外収益 | | 153,067 |
| 受取利息 | 15,062 | |
| 受取配当金 | 40,272 | |
| 貸倒引当金戻入 | 3,523 | |
| その他の収益 | 10,925 | 69,783 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 2,667 | |
| 支持分法による投資損失 | 20,918 | |
| その他の費用 | 2,607 | 26,193 |
| 経常損失 | | 109,478 |
| 特別利益 | | |
| 商品取引責任準備金戻入 | 21,000 | |
| 投資有価証券売却益 | 124,261 | |
| 厚生年金基金代行返上損戻入 | 58,238 | |
| その他の利益 | 11,729 | 215,229 |
| 特別損失 | | |
| 商品取引責任準備金繰入 | 916 | |
| 金融商品取引責任準備金繰入 | 2 | |
| 固定資産売却除却損 | 10,194 | |
| 投資有価証券売却損 | 18,185 | |
| 事業構造改善費用 | 145,047 | |
| 退職特別加算金 | 217,145 | |
| 貸倒引当金繰入 | 208,435 | |
| その他の損失 | 21,000 | 620,927 |
| 税金等調整前当期純損失 | | 515,176 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 55,836 | |
| 法人税等調整額 | 690 | 56,527 |
| 当期純損失 | | 571,703 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 | | 8,066 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | | 563,637 |

連結株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から）
（平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成27年4月1日期首残高 | 2,000,000 | 888,445 | 6,676,214 | △454,376 | 9,110,283 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △23,610 | | △23,610 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | | | △563,637 | | △563,637 |
| 自己株式の取得 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | - | - | △587,248 | - | △587,248 |
| 平成28年3月31日期末残高 | 2,000,000 | 888,445 | 6,088,965 | △454,376 | 8,523,035 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 非支配株主 持 分 | 純 資 産 計 |
|---------------------------|---------------------------|---------------|---------------------|--------------|------------|
| | そ の 他 の 有 価 値 証 券 額 有 評 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | そ の 他 の 利 益 計 額 合 計 | | |
| 平成27年4月1日期首残高 | 303,624 | - | 303,624 | 1,474,752 | 10,888,661 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △23,610 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | | | | | △563,637 |
| 自己株式の取得 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △211,614 | △3,661 | △215,276 | △61,469 | △276,745 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △211,614 | △3,661 | △215,276 | △61,469 | △863,993 |
| 平成28年3月31日期末残高 | 92,010 | △3,661 | 88,348 | 1,413,283 | 10,024,667 |

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 2,096,408 | 流 動 負 債 | 41,792 |
| 現金及び預金 | 1,941,942 | 1年以内返済予定長期借入金 | 20,400 |
| 売掛金 | 939 | 未払金 | 4,804 |
| 前払費用 | 6,682 | 未払費用 | 2,387 |
| 関係会社短期貸付金 | 120,000 | 未払法人税等 | 3,369 |
| 未収入金 | 24,671 | その他の流動負債 | 10,830 |
| その他の流動資産 | 2,665 | 固 定 負 債 | 405,662 |
| 貸倒引当金 | △494 | 長期借入金 | 142,200 |
| 固 定 資 産 | 6,066,101 | 繰延税金負債 | 70,733 |
| 有 形 固 定 資 産 | 3,781,471 | 退職給付引当金 | 12,707 |
| 建物 | 1,963,319 | 商品取引事故引当金 | 16,653 |
| 土地 | 1,715,962 | その他の固定負債 | 163,367 |
| その他の有形固定資産 | 102,189 | 負 債 合 計 | 447,454 |
| 投資その他の資産 | 2,284,629 | 純 資 産 の 部 | |
| 投資有価証券 | 1,102,232 | 科 目 | 金 額 |
| 関係会社株式 | 1,156,624 | 株 主 資 本 | 7,558,445 |
| 長期差入保証金 | 5,150 | 資 本 金 | 2,000,000 |
| 長期貸付金 | 20,622 | 資 本 剰 余 金 | 887,445 |
| その他の投資 | 550 | 資 本 準 備 金 | 887,445 |
| 貸倒引当金 | △550 | 利 益 剰 余 金 | 5,125,376 |
| 資 産 合 計 | 8,162,509 | 利 益 準 備 金 | 360,000 |
| | | その他利益剰余金 | 4,765,376 |
| | | 別 途 積 立 金 | 4,670,000 |
| | | 繰越利益剰余金 | 95,376 |
| | | 自 己 株 式 | △454,376 |
| | | 評価・換算差額等 | 156,609 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 160,271 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △3,661 |
| | | 純 資 産 合 計 | 7,715,054 |
| | | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 8,162,509 |

損益計算書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目 | 金 額 | |
|---------------|---------|---------|
| 営業収益 | | |
| 売上高 | 256,767 | |
| 関係会社事務代行収益 | 3,000 | |
| 関係会社受取配当金 | 24,012 | 283,780 |
| 売上原価 | | 145,746 |
| 営業総利益 | | 138,033 |
| 営業費用 | | |
| 販売費及び一般管理費 | 295,144 | 295,144 |
| 営業損失 | | 157,110 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 3,443 | |
| 受取配当金 | 28,451 | |
| 貸倒引当金戻入 | 150 | |
| その他 | 727 | 32,772 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 2,437 | |
| その他 | 712 | 3,150 |
| 経常損失 | | 127,488 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 40,795 | |
| 厚生年金基金代行返上損戻入 | 22,130 | |
| 連結納税個別帰属額調整益 | 33,112 | 96,038 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券売却損 | 110 | |
| 関係会社清算損 | 187,211 | |
| 連結納税個別帰属額調整損 | 23,876 | 211,198 |
| 税引前当期純損失 | | 242,647 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | △9,911 |
| 当期純損失 | | 232,736 |

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | 自己株式 | 株主資本計 合 |
|-------------------------|-----------|---------|-------------|---------|-----------|----------|-----------|-------------|-----------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | 利益剰余金計 合 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金計 合 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 繰越利益剰余金 | | | |
| | | | | 別積立金 | 途金 | | | | | |
| 平成27年4月1日期首残高 | 2,000,000 | 887,445 | 887,445 | 360,000 | 4,670,000 | 351,723 | 5,381,723 | △454,376 | 7,814,792 | |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | | |
| 別途積立金の取崩 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △23,610 | △23,610 | | △23,610 | |
| 当期純損失 | | | | | | △232,736 | △232,736 | | △232,736 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | — | — | — | — | — | △256,347 | △256,347 | — | △256,347 | |
| 平成28年3月31日期末残高 | 2,000,000 | 887,445 | 887,445 | 360,000 | 4,670,000 | 95,376 | 5,125,376 | △454,376 | 7,558,445 | |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|---------|----------------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 平成27年4月1日期首残高 | 324,538 | — | 324,538 | 8,139,331 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 別途積立金の取崩 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △23,610 |
| 当期純損失 | | | | △232,736 |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △164,267 | △3,661 | △167,928 | △167,928 |
| 事業年度中の変動額合計 | △164,267 | △3,661 | △167,928 | △424,276 |
| 平成28年3月31日期末残高 | 160,271 | △3,661 | 156,609 | 7,715,054 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

株式会社小林洋行

取締役会御中

至誠清新監査法人

代表社員 公認会計士 吉原 浩 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 浅井 清澄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社小林洋行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小林洋行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

株式会社小林洋行
取締役会御中

至誠清新監査法人

代表社員 公認会計士 吉原 浩 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 浅井 清澄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社小林洋行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等に基づき、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に基づき、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である至誠清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である至誠清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 5月20日

株式会社小林洋行 監査役会

常勤監査役 奥 田 啓 二 ㊟

社外監査役 霞 信 彦 ㊟

社外監査役 加 藤 周 二 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、今後の事業展開のために必要な内部留保の充実及び業績などを総合的に勘案し、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

これらの基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金2円50銭といたしたいと存じます。また、この場合の配当総額は23,610,995円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月30日といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- (2) 経営環境の変化から現行の事業規模に合わせ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を減員し、現行定款の第19条（取締役の員数）の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定である第27条（取締役への重要な業務執行の決定の委任）を新設いたします。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| 第1条～第3条（条文省略） | 第1条～第3条（現行どおり） |
| （機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2） <u>監査役</u> （3） <u>監査役会</u> （4） <u>会計監査人</u> | （機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2） <u>監査等委員会</u> （削 除） （3） <u>会計監査人</u> |
| 第5条～第18条（条文省略） | 第5条～第18条（現行どおり） |
| 第4章 取締役および取締役会 （取締役の員数） 第19条 当社の取締役は、 <u>15名以内</u> とする。 （新 設） | 第4章 取締役および取締役会 <u>ならびに監査等委員会</u> （取締役の員数） 第19条 当社の取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ）は、 <u>8名以内</u> とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> | <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. 増員または補欠として選任された取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第25条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第26条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> |
| <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> | <p>第28条～第29条 (現行どおり)</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|-------|
| <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> | (削 除) |
| <p>(<u>常勤の監査役</u>) 第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> | (削 除) |
| <p>(<u>監査役会の招集通知</u>) 第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> | (削 除) |
| <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | (削 除) |
| <p>(<u>監査役会規程</u>) 第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> | (削 除) |
| <p>(<u>監査役の報酬等</u>) 第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | (削 除) |
| <p>(<u>監査役の責任免除</u>) 第36条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> | (削 除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第39条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第40条～第43条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第5章 会計監査人</p> <p>第33条～第35条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第36条～第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、第69回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものとしたします。

当社の取締役候補者選任に関する方針は、当社の経営理念及び経営戦略に基づき、その経験や見識、専門性などを総合的に評価・判断して選定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (ふりがな) (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------------|---|------------|
| 1 | ほそがねしげみつ 細金成光 (昭和38年9月5日) | 平成3年1月 当社入社 平成9年6月 取締役 平成12年12月 常務取締役 平成13年12月 国際・情報本部長 平成15年4月 金融事業本部長 平成18年6月 専務取締役 平成19年7月 代表取締役専務取締役 平成20年6月 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社小林洋行コミュニケーションズ 代表取締役社長 株式会社三新電業社取締役会長 看板資材株式会社取締役 | 282,828株 |
| 2 | だいまるなおき 大丸直樹 (昭和23年7月25日) | 平成12年4月 株式会社あさひ銀行 (現株式会社りそな銀行)より当社に出向 平成13年4月 執行役員総務部長 平成13年10月 当社入社 平成14年7月 執行役員業務本部長 平成19年6月 取締役 平成22年4月 総務部長 平成25年7月 常務取締役（現任） 平成27年3月 経営企画室長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社三新電業社代表取締役社長 看板資材株式会社代表取締役社長 | 13,000株 |

| 候補者 番号 | 氏 <small>ふりがな</small> 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当 社の株式数 |
|-----------|--|---|----------------|
| 3 | <small>わたなべひろし</small> 渡辺 宏 (昭和35年5月17日) | 昭和59年4月 当社入社 平成20年8月 経理部長 平成27年3月 執行役員業務部長 平成27年6月 取締役業務部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社日本ゴルフ倶楽部取締役 株式会社三新電業社監査役 株式会社小林洋行コミュニケーションズ監査役 | 3,000株 |

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 <small>ふりがな</small> 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|---|------------|
| 1 | いしかわしげあき 石川重明 (昭和19年7月21日) | 昭和43年3月 警察庁入庁 平成5年8月 茨城県警察本部長 平成7年2月 警視庁刑事部長 平成9年1月 神奈川県警本部長 平成10年8月 関東管区警察局長 平成11年8月 警察庁官房長 平成14年8月 警視總監 平成16年2月 財団法人日本交通情報センター理事長 平成20年1月 本間合同法律事務所 弁護士(現任) 平成20年4月 東京電力株式会社顧問 平成21年6月 丸紅株式会社社外取締役 平成22年6月 第一三共株式会社社外監査役 平成27年6月 株式会社タムラ製作所 社外取締役(現任) 平成27年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 本間合同法律事務所 弁護士 株式会社タムラ製作所社外取締役 | — |

| 候補者 番号 | 氏名 (ふりがな) (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する当 社の株式数 |
|-----------|---------------------------------|--|----------------|
| 2 | かすみのぶひこ 霞 信彦 (昭和26年7月16日) | 昭和59年4月 慶應義塾大学法学部 助教授 平成元年4月 慶應義塾大学法学部 教授(現任) 平成20年6月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 慶應義塾大学法学部教授 オーウイル株式会社社外監査役 | — |
| 3 | かとうしゅうじ 加藤周二 (昭和28年1月10日) | 昭和50年4月 通商産業省(現経済産 業省)入省 平成7年6月 国土庁長官官房参事官 平成9年5月 通商産業省大臣官房 付(退官) 平成9年12月 社団法人国際経済政策調 査会主任エコノミスト 平成11年5月 社団法人国際経済政 策調査会理事 財団法人日本立地セン ター特別客員研究員 平成13年12月 株式会社フューチャー・エコロ ジー代表取締役社長 平成15年11月 株式会社ビックカメラ取締役 平成22年2月 株式会社ビックカメラ取締役 CSRO兼内部統制室長 平成23年11月 株式会社ビックカメラ顧問 平成25年6月 保土谷化学工業 社外取締役(現任) 平成25年6月 当社社外監査役(現任) 平成25年7月 株式会社マコト 取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 保土谷化学工業株式会社社外取締役 株式会社マコト取締役会長 | — |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石川重明氏、霞 信彦氏及び加藤周二氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 石川重明氏を社外取締役候補者とした理由は、行政機関等での経験に基づく、専門知識と識見を当社の経営に反映していただくため、また弁護士としての豊富な経験と法律やコンプライアンスに関する高度な知見による経営全般に対する提言を期待するためであります。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (2) 霞 信彦氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年にわたって大学・研究機関において法務の研究に取り組み、その経験を通じて培った高い専門家としての学識・経験に基づく見識を当社の監査に反映していただきたいためです。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (3) 加藤周二氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は通商産業省(現経済産業省)及び経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験を監査等委員である社外取締役として、外部の視点を持って経営の監視や適切な助言をいただきたいためであります。
3. 石川重明氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 霞 信彦氏の戸籍上の氏名は、前嶋信彦であります。
5. 当社は、石川重明氏、霞 信彦氏及び加藤周二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とした同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、各氏の選任が承認された場合には、改めて当該契約を締結する予定であります。
6. 石川重明氏、霞 信彦氏及び加藤周二氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。各氏の選任が承認された場合には、改めて独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (ふりがな) (生年月日) | 略歴 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の 株式数 |
|-------------------------------|---|----------------|
| にしだあきら 西田章 (昭和47年4月12日) | 平成11年4月 長島・大野法律事務所弁護士(現 長島・大野・常松法律事務所) 平成14年9月 経済産業省 出向 平成16年7月 日本銀行 出向 平成18年11月 西田法律事務所弁護士(現任) 平成19年5月 西田法務研究所(現任) 平成22年6月 株式会社ビジネスプランニング フォーラム社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 西田法律事務所弁護士 西田法務研究所 株式会社ビジネスプランニングフォーラム 社外監査役 | — |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 西田章氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 3. 西田章氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての長年にわたる豊富な経験による法律やコンプライアンスに関する専門知識と識見を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役に就任した場合には、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 4. 西田章氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第60回定時株主総会において、年額360百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額150百万円以内とさせていただきますと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、3名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とさせていただきますと存じます。

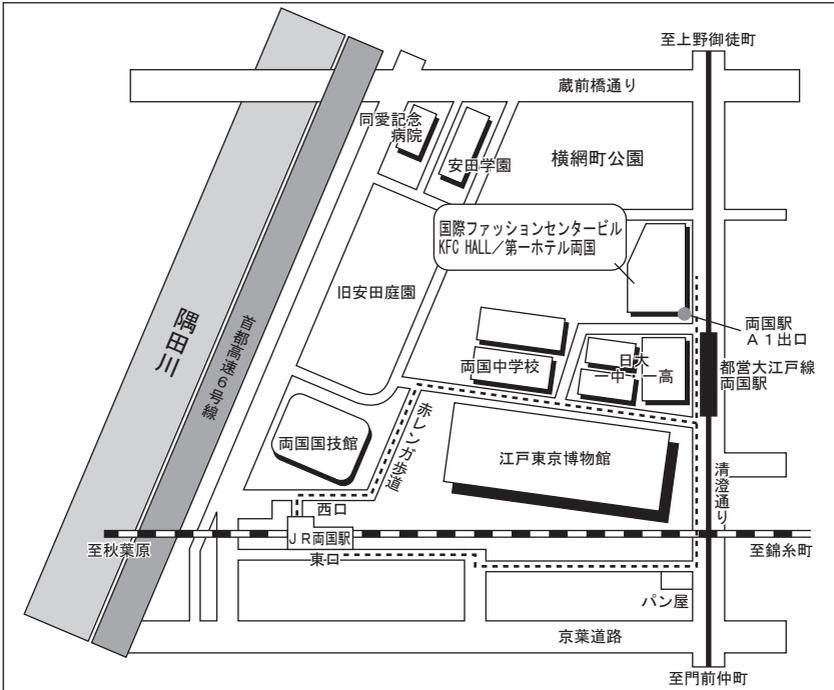
本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都墨田区横網一丁目6番1号
KFCビル（3階 KFC Hall Annex）
（国際ファッションセンター）
電話（03）5610-5801



○交通

- ・地下鉄大江戸線……両国駅下車「A1」出入口に直結。
- ・JR総武線……両国駅下車

東口改札より改札出て左折。線路沿い直進し、つきあたり（清澄通り）を左折。徒歩約7分。
西口改札より両国国技館・江戸東京博物館の間の歩行者道路（赤レンガ）に沿って徒歩約7分。

